

共に学び未来を拓く人づくり

●●●●● 飯能市教育振興基本計画 ●●●●●
平成22～27年度



飯能市民憲章



市章
カタカナで「ハンノウ」を基に
図案化したものです。

わたしたちは、

- 一、恵まれた自然を愛し、緑と清流に映える、美しい飯能を守ります。
- 一、明るく元気で働き、楽しい家庭をもとに、豊かな飯能を築きます。
- 一、隣人互いに助け合い、思いやりの心をもって、住みよい飯能を創ります。
- 一、進んで社会活動に参加し、健康と教養を高め、伸びゆく飯能を培います。
- 一、若い力を大きく伸ばし、夢と希望をもって、未来の飯能を育てます。

森林文化都市宣言



森林文化都市
—HANNO—

森林文化都市のイメージキャラクター
「夢馬(むーま)」

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを享受し、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代にあって、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。

平成17年4月1日



市の花 ツツジ



市の木 杉



市の鳥 ウグイス

飯能市教育振興基本計画

平成22～27年度

あいさつ



不安定な経済情勢の中、地域社会における高齢化や少子化などにより、教育を取り巻く状況も様々に変化しており、家庭や地域の教育力、また、子どもの学ぶ意欲などの課題が指摘されています。

私は、次世代を担う若者に大きな期待を持っております。その若者を育てていくのは、家庭であり、学校、地域です。その意味で、教育の果たす役割はたいへん大きいものがあります。確かな学力と豊かな心を育むため、教育環境の整備や本市の特色を生かした教育活動を推進していくことが大切であると考えております。また、市民一人ひとりが生涯にわたり自ら意欲を持って学び、その成果が豊かな地域づくりに反映されることを望んでいます。

こうした中で、平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体においても、地域の実情に応じ中・長期的な展望に立った教育の振興のための基本計画を策定するよう努めることが規定されたことは、たいへん意義深いものと考えております。

本市においては、平成20年度からこの基本計画の策定に取り組み、「飯能市総合振興計画」との整合性を図るとともに、市民の皆様のご意見を反映させながら、この程、平成22年度から27年度までにおける総合的かつ計画的に取り組む施策を「飯能市教育振興基本計画」としてまとめることができました。

今後、この「飯能市教育振興基本計画」の基本理念をよりどころとして、学校教育の分野はもとより、家庭や地域での取組、市民自らの生涯学習への取組などが展開され、本基本計画の目標の実現に向けて、本市の教育行政がさらに進展するように願っております。

平成22年3月

飯能市長 沢辺 瀧壱

あいさつ

飯能市教育委員会は、平成18年3月に定めた第4次飯能市総合振興計画や県の重点施策を踏まえながら、年度当初に飯能市教育行政の重点施策を定めて、教育行政上の諸課題の解決に向けて積極的に取り組んできたところです。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が60年ぶりに改正されました。この改正教育基本法では、中・長期的にこれからの社会の姿を見据えながら、国及び県の定めた基本計画に基づき、各市町村においても地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定するよう努めなければならないと規定されました。

具体的には、おおむね5年間に重点的に取り組むべき具体的な政策目標と具体的施策を明確にし、施策の検証によって実効ある教育改革を実現していくことを目的として策定するものです。

本市では、平成20年6月に庁内検討委員会を立ち上げ検討を始めるとともに、その後、有識者の方々の会議や行政経営会議等においても検討を重ねてまいりました。そして、このたび「飯能市教育振興基本計画」を策定したところです。

計画の策定にあたりましては、計画策定委員会、計画策定有識者委員会、行政経営会議の皆様にご熱心に議論いただくとともに、市民の皆様からも数多くの貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。

飯能市教育委員会といたしましても、計画の基本理念や基本目標の実現に向けて、関係部局や関係団体などとも連携を深めるとともに、学校、家庭、地域の皆様の共通認識のもと創意工夫をしながら、着実に施策を実行してまいります。

教育理念であります「共に学び 未来を拓く 人づくり」の実現に向けて、市民の皆様のご力を結集してくださるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成22年3月

飯能市教育委員会



目次

第1章 総論

1 はじめに	2
2 教育を取り巻く社会の動向	4
3 上位計画	7
4 飯能市の教育の課題	9
5 飯能市の教育の基本的な考え方	15

第2章 基本方針に基づく施策

施策体系	22
------	----

基本方針 I

生きる力を育成する学校教育に取り組みます。

1 生きる力を育む教育指導の充実	26
2 幼稚園・学校経営の充実	29
3 教職員の資質の向上	31

基本方針 II

安心・安全な学習環境づくりに取り組みます。

1 学校施設の整備	32
2 就学援助の推進	33

基本方針Ⅲ

地域の特色を生かした体験を重視し、家庭・地域と連携した教育に取り組めます。

- 1 家庭教育・地域教育の推進……………34

基本方針Ⅳ

「生涯学習のまち・飯能」を目指して取り組めます。

- 1 生涯学習推進体制の整備…………… 35
- 2 生涯学習機会の充実…………… 37
- 3 地域学習の充実…………… 39
- 4 学習成果の還元…………… 41

基本方針Ⅴ

スポーツ・レクリエーションの振興に取り組めます。

- 1 健康体力づくり事業の充実…………… 43
- 2 スポーツ施設の安全な運営とサービスの向上…………… 45

第3章 計画の推進

- 1 点検・評価の実施…………… 48
- 2 数値目標…………… 48

資料編

- 用語説明…………… 52
- 飯能市教育振興基本計画策定経過…………… 56



第1章

総論



第1章 総論

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、平成18年3月に定めた第4次飯能市総合振興計画により、総合的・計画的なまちづくりを進めており、その中で教育行政に関する事項については、基本構想第5章-3及び基本計画第3章において定め、シンボルプロジェクト[※]や他の関係施策と連携を図りながら教育施策を進めています。

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自律心、公共の精神といった、今後重視すべき理念が明確に示されました。同時に、これらの理念の実現に向け、国は新たに教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

このため、教育基本法や第4次飯能市総合振興計画を踏まえ、中・長期的視点から取り組むべき施策の体系を明らかにし、それらを着実に推進していくことが必要であることから、本計画は、教育基本法に基づく、本市の教育振興の施策に関する基本的な計画として定めるものです。

参考 「教育基本法」について

平成18年12月に教育基本法が改正され、教育振興基本計画に関して第17条に規定されています。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の実情に応じた教育の振興を図るための計画です。

(3) 計画期間

この計画は、平成22年度を初年度とし、平成27年度までの6年間の計画で、第4次飯能市総合振興計画の計画期間と終期を一致させています。





2 教育を取り巻く社会の動向

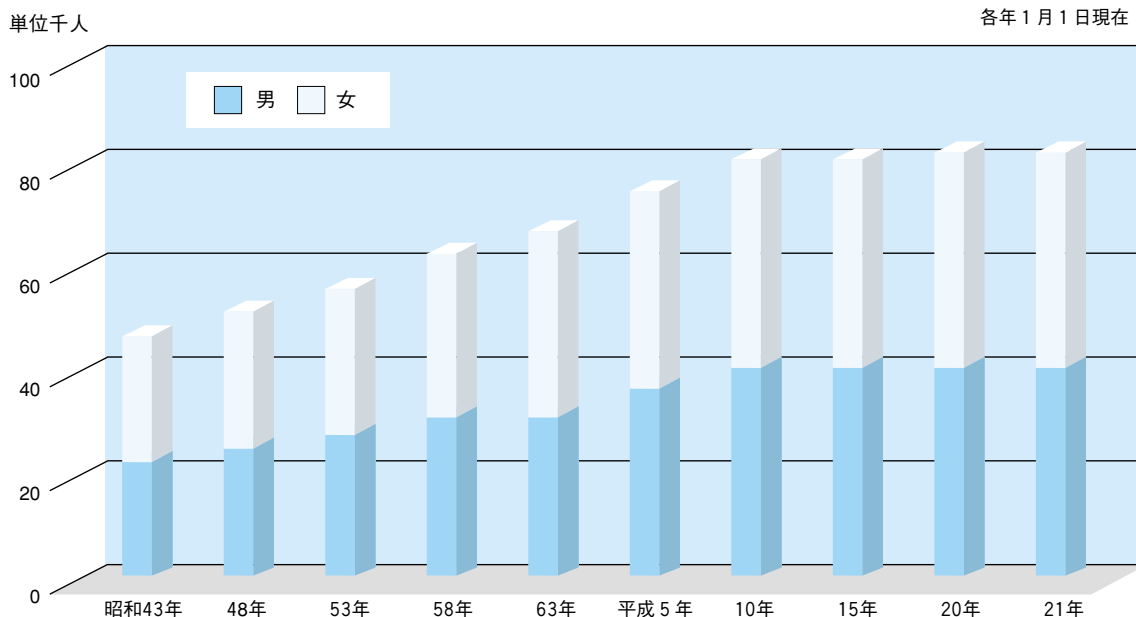
(1) 人口減少・超高齢社会の到来

わが国の総人口は、平成17年から前年比で減少しており、本市においても、平成12年以降、減少傾向に転じています。

少子化や高齢化も、本市では急速に進むことが予想され、第4期飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画によると、とりわけ高齢化率は、平成20年の21.2%から、平成26年には27.2%となる見込みです。

このような人口減少・超高齢社会が到来した今、熟年世代や若者、女性など、すべての人が生涯にわたって様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮し、本市の活力を維持、拡大していくことが必要となっています。

総人口の推移



参考 「超高齢社会」について

高齢者(65歳以上)の全人口に占める割合(高齢化率)が7%以上の場合は「高齢化社会」、14%以上の場合は「高齢社会」とわれています。本計画では、この割合が21%を超えた社会を「超高齢社会」とします。

(2) 国際化の進展

経済・産業分野等において国際競争がさらに激しさを増すとともに、ICT^{*}(情報通信技術)の進展もあり、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。

このような社会・経済面でのグローバル化に対応するため、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材や産業を育成することが求められています。

また、グローバル化の進展に伴い、外国籍の市民に対しては、児童生徒の就学支援をはじめとする幅広い分野での対応が必要となっています。

(3) 高度情報化の進展

ICTの普及と発達が飛躍的に進んでいます。ICTと様々な知識や技術を高度に結び付けていく「知識集約型」の産業構造への転換が進んでいる中、新しい産業社会を支える人材の育成が必要です。

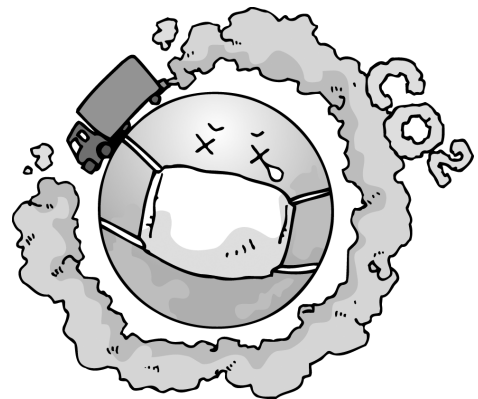
ICTの活用により、情報・知識の共有化をはじめ、人々のコミュニケーションの活発化などが期待される一方で、サイバー犯罪(コンピューターを利用した犯罪)の多発に示されるように、情報セキュリティの確保や情報モラル^{*}の育成などの対応が必要となっています。

(4) 環境・資源問題の深刻化

地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっており、個人レベルの生活改善も求められています。

また、食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化しています。

地球規模での持続可能な社会^{*}の構築を目指して、人類の英知を結集した対応が求められています。



(5) 分権型社会の進展

平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国と地方との関係は対等・協力の関係になりました。

地方が知恵を絞り自らの持つ資源を最大限に生かしながら、それぞれの地域にあった発展を目指していく時代になっています。教育の分野においても、より現場に近い市町村が主体性を発揮することが求められています。



1 総論

(6) 地域コミュニティの希薄化

核家族化や都市化の一層の進展により、私たちの生活において、地域社会との結び付きが弱まるなど、子どもたちをめぐる生活環境が大きく変化してきています。こうした中、公共の精神や規範意識の欠如が問題となっており、地域の教育力を高める必要があります。また、子どもが被害者となる犯罪や、子どもが巻き込まれる交通事故など、子どもたちの安心・安全にかかわる問題が発生しており、その防止に向けた対応が必要となっています。



みんな集まれ！わいわい祭り

3 上位計画

(1) 国の教育振興基本計画

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟する中で、家庭や地域の教育力の問題や、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識・生命の尊重・他者への思いやりなどの低下など、多くの面で課題が指摘されています。

これらの課題を踏まえ、平成20年7月に定められた国の教育振興基本計画では、教育の理念について次のように示しています。

- ◇知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ◇公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ◇我が国の伝統と文化を基礎として国際社会を生きる日本人の育成

現下の教育をめぐる課題と社会の変化の動向を踏まえ、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家・社会の発展の礎であり、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは人づくり、すなわち教育をおいてほかにない。改正教育基本法の理念の実現に向け、今こそ我が国は改めて「教育立国」を宣言し、教育の振興に取り組むべきである。すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、自由で、知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることこそが、今後の我が国が目指すべき道であると考えます。

(2) 埼玉県教育振興基本計画

埼玉県では、平成21年2月に埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を定め、教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、おおむね10年先を見通して次の基本理念を掲げています。

- ◇生きる力を育て 絆を深める埼玉教育

基本理念を踏まえ、今後5年間（平成21年度から平成25年度）に取り組む教育行政については、次の5つの基本目標を示しています。

I 確かな学力と自立する力の育成

子どもたちに基礎・基本の徹底を図り、確かな学力を身に付けさせるとともに、



伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育や、時代の進展に対応する教育を推進します。

また、キャリア教育^{*}や幼児教育、特別支援教育を推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力や想像力をはぐくみます。

II 豊かな心と健やかな体の育成

道徳教育の一層の推進や体験活動の充実などにより、子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、いじめや不登校、高校中途退学、非行・問題行動などの課題に取り組めます。また、健康の保持増進や体力の向上などにより健やかな体を育成します。

III 質の高い学校教育の推進

教職員の資質向上や学校の組織運営の改善、学習環境の整備・充実などにより、質の高い学校教育を推進します。また、私学教育の振興を図ります。

IV 家庭・地域の教育力の向上

「親の学習」など家庭教育の支援を充実するとともに、学校を核として学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する中で、家庭や地域の教育力を向上させます。

V 生涯学習とスポーツの振興

社会の要請と県民の学習ニーズに応える質の高い学習機会を提供し、活力ある生涯学習を実現するとともに、地域スポーツの振興を図ります。

(3) 第4次飯能市総合振興計画基本構想

第4次飯能市総合振興計画基本構想 第5章 施策の大綱 5-3 「心豊かで創造性あふれる人と文化が育つまち」において、次のように基本方針を定めています。

心豊かな活力ある社会づくりに向け、市民が生涯にわたって主体的に学び、仕事や生活に生かせる知識や技術を身に付け、文化やスポーツ活動などを楽しみ、交流が広がるよう、多様な学習機会の充実を図り、生涯学習のまちづくりを進めます。

学校教育では、次代を担う子どもたちの学ぶ意欲や確かな学力、生きる力を育む教育の充実や教育環境の整備を進めるとともに、体験機会の充実など地域と連携・協力した学校づくりを推進します。

また、市民と協働で文化・芸術活動の充実を図り、地域に根ざした豊かな文化の創造を図るとともに、市民の健康保持、体力向上や活力あるまちづくりに向け、生涯スポーツの振興を図ります。

4 飯能市の教育の課題

(1) 基礎学力・基礎体力の向上

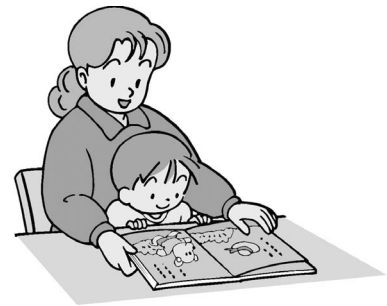
近年の急激な社会の変化の中で、いかに社会が変化しようとも、その変化に主体的に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちの育成が求められています。

子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎を培うためにも、基礎学力・基礎体力を向上させるとともに、自らの目標を明確にし、自ら学ぶ意欲と主体的に学習する態度を育成することが重要です。

(2) 豊かな心の育成

子どもたちに、生命を尊重する心、他者を思いやる心、倫理観、正義感など、時代を超えて変わらない豊かな人間性を育成する、いわゆる「心の教育」の充実が求められています。

このため、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、自分の生き方についての考えを深め、様々な体験を通し、人権教育や道徳教育を一層推進していく必要があります。



(3) 小規模校の特性を生かした教育の推進

本市においては、平成12年度から人口が減少傾向にあり、小中学校においても児童生徒数が減少傾向にあります。特に山間地域の学校においては今後著しく減少することが予想されており、**小規模校***においては、集団活動に困難な面が生じることや、人間関係の固定化など教育上のマイナス面が危惧されます。反面、児童生徒の個に応じたきめ細かな指導や異学年交流などのメリットも考えられることなどから、小規模校の特性を生かした教育を進める必要があります。

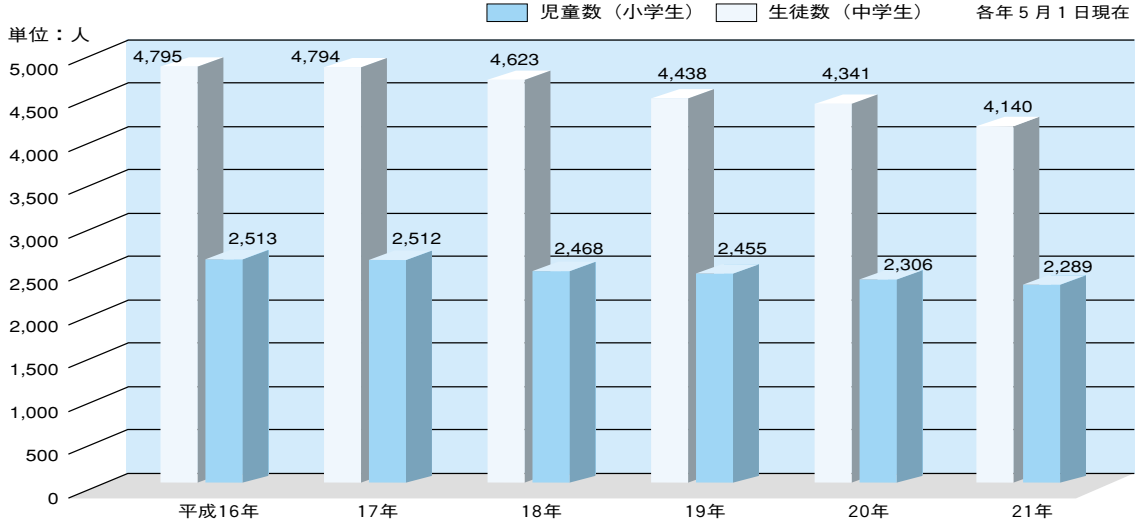
(4) 社会の変化に対応する力の育成

超高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の進展、環境・資源問題の深刻化などが進む中で、私たちは時代を超えて変わらない価値と、時代の変化とともに変えていく必要があるものを的確にとらえていく必要があります。

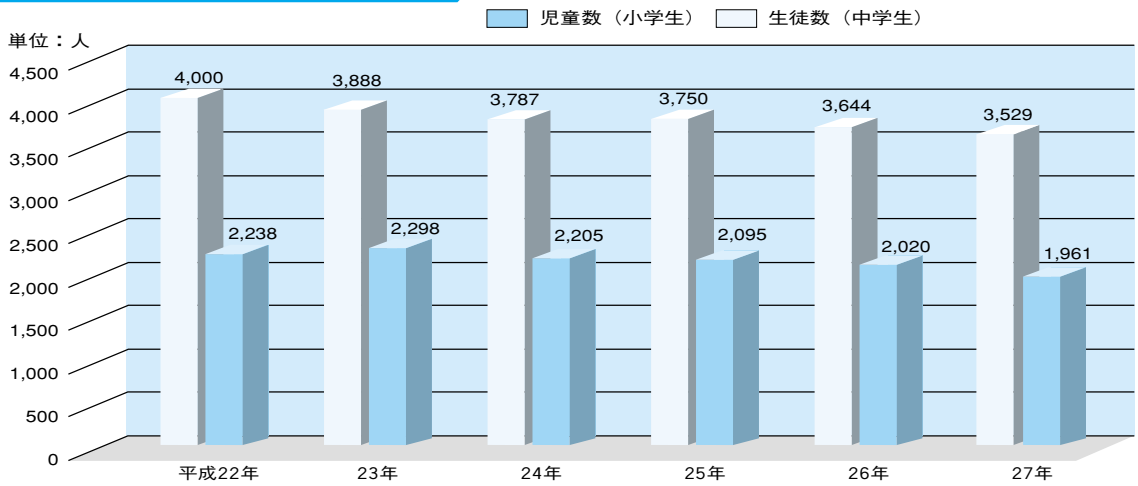
このため、これからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の基礎を育成していく必要があります。



児童生徒数の推移

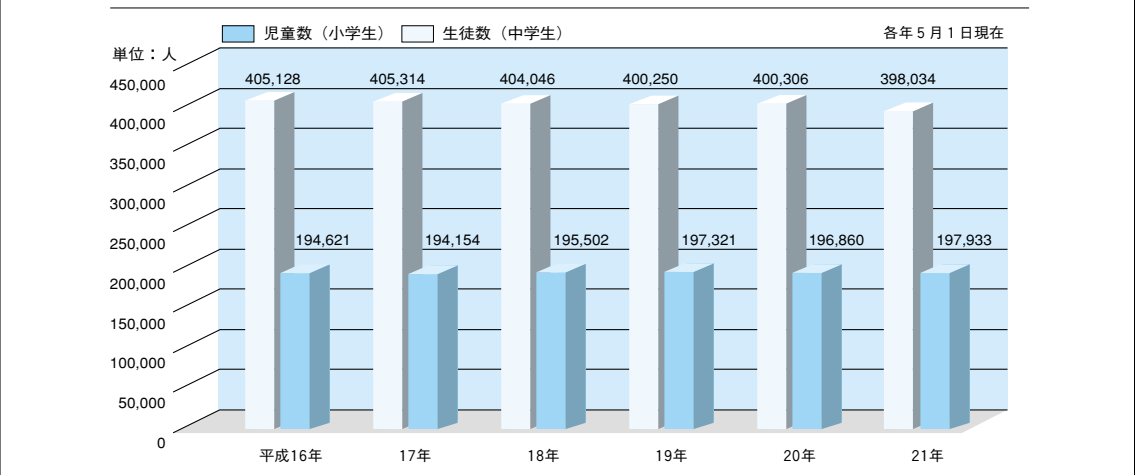


児童生徒数の推移（今後の見込み）



〔参考〕

埼玉県の児童生徒数の推移



(5) 市の特色を生かした教育活動の推進

本市では、森林文化^{*}の次世代への継承と創造を育む体験的学習を進めるため、小中学校において平成20年度から「学習林活用教育推進事業」を実施しています。

西川材の歴史や林業体験、森林の活用や自然と人との関わりなどを学び、本市の特色の一つである森林を通じて、人は自然によって生かされているということを理解し、郷土に対する親しみや誇りなどを育てていくことが重要です。



学習林活用教育

参考 「森林文化」について

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。そこで本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力あるまちづくりを推進しています。



1 (6) 家庭の教育力の向上

教育基本法第10条において、「保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない」と規定されています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要があります。

(7) 学校・家庭・地域の連携

地域コミュニティが希薄になっている昨今、子どもたちが社会を支える一員として成長していくためには、より多くの人々との関わりの中で学ぶことが大切であり、学校・家庭・地域が一体となった教育を進めていく必要があります。

そのためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけていくことが重要です。また、**学校応援団**^{*}の組織化を推進し、地域や家庭による学校支援の取組を促進していく必要があります。

(8) 生涯学習への取組

平成20年度に実施した生涯学習に関するアンケート調査によると、市民の学習活動を行う意識は、「生きがいや老後を楽しくする」、「健康体力づくり」を目的としている人が多くなっており高齢化社会の側面が表れています。

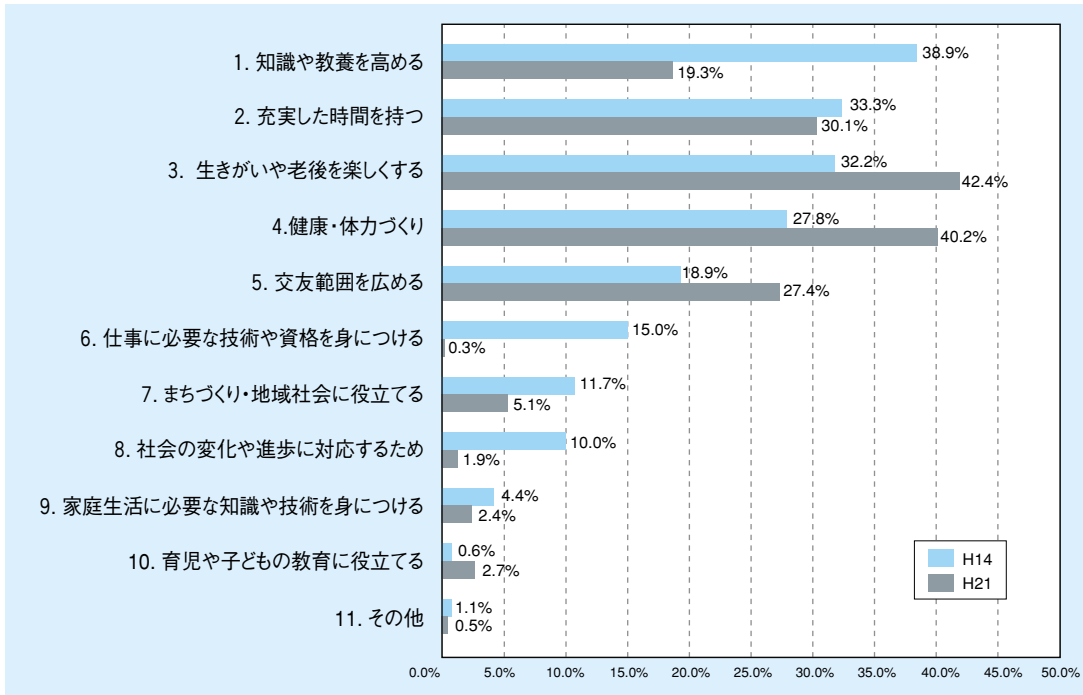
また、いつでも希望する学習や活動ができるようにするために市に望むこととしては、「公民館の講座・教室の種類拡大や内容の充実」、「公民館、図書館などの施設の整備」を望む声が多くなっています。



公民館での文化活動

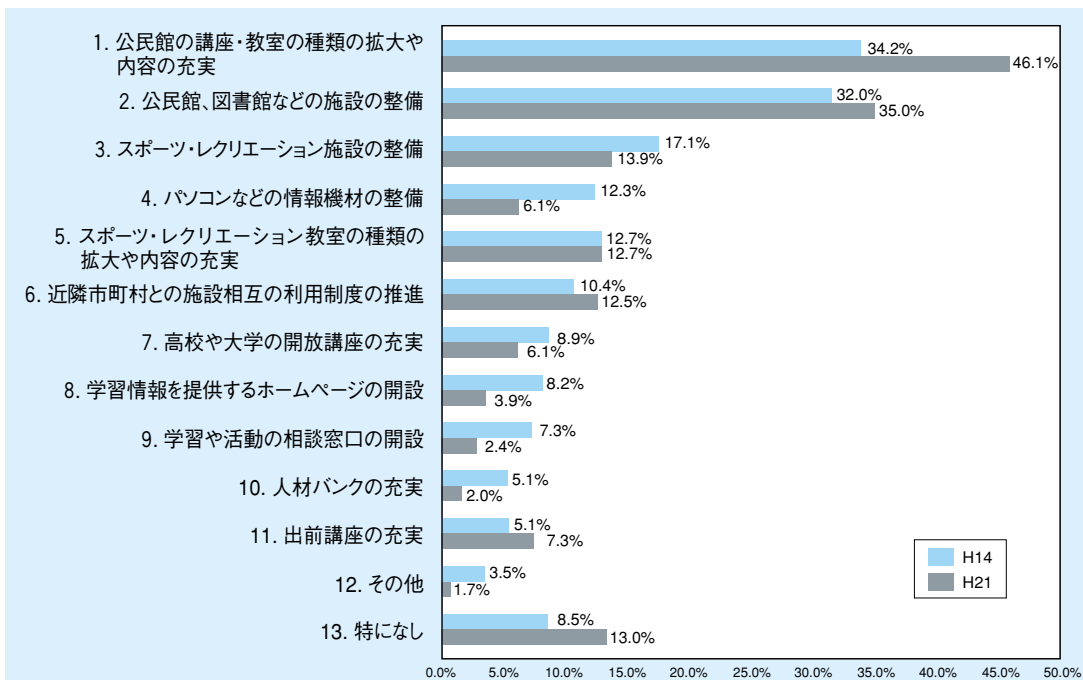
市民一人ひとりが生涯にわたり自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、生涯学習のまちづくりを進めていく必要があります。

〔質問〕 学習や活動を行う主な目的はなんですか。



(飯能市生涯学習に関するアンケートより)

〔質問〕 いつでも希望する学習や活動ができるようにするために市に望むことがありますか。



(飯能市生涯学習に関するアンケートより)



(9) 健康体力づくりの振興

本市は、過去2度の国体開催地であり、ホッケー競技にオリンピック選手や数多くの全日本代表選手を輩出している「ホッケーのまち」です。また、「飯能新緑ツデーマーチ」や「奥むさし駅伝競走大会」は、体育協会を中心とする多くの団体等の協力により本市の大きなイベントに成長し、市内外から多くの人々が参加しています。

このような取組への底辺を広げるため、様々な世代の市民が、健康づくりを通じて充実した時間が過ごせるよう、各公民館を拠点として、ウォーキングなどによる市民総ぐるみの健康体力づくりを推進していく必要があります。



ホッケー競技風景



「飯能新緑ツデーマーチ」ゴールの飯能市役所



飯能新緑ツデーマーチ

5 飯能市の教育の基本的な考え方

(1) 基本理念



人は、自己実現を図るために学びます。自己実現は、親や家族、仲間、地域の人々、自然とかかわる学びを通して図られるものです。

学校は、人格形成の基礎となる知・徳・体を身に付け、先人達の築き上げてきた文化を系統的、意図的に学ぶとともに、社会性や道徳性を培って、自らの生き方について考え、実践する力を養っていくところです。

私たちは、生涯にわたり自己実現や生活向上を図っていくために、そして活力あるまちづくりのために、あらゆる機会、あらゆる人々と、自らの意志と意欲をもって、自らの手段や方法で学び続けます。

未来の可能性を信じて夢の実現につながる先見的な教育と、生涯学び続けることのできる教育環境づくりは、人格形成において不可欠であり、未来を拓く人材育成につながるものです。

これらのことを踏まえて飯能市では、「共に学び 未来を拓く 人づくり」を基本理念として教育の振興を図り、本市の将来都市像である「共に創る 人と緑かがやくまち」の具現化を教育から推し進めていきます。



「共に学ぶ」について

私たちは、将来の夢や希望を持ち目標に向かって学んでいきます。そして、目標を実現するために必要な知識や技能を、学習者自身の努力によって獲得していきます。しかし、学習者の自己努力だけでは目標を達成することはできません。親や家族、教師、友だちなどの学習者を取り巻く様々な人々と共に学び合っていくことが不可欠です。

情報を共有し意見を述べ合いながら共に学び合うということは、様々な問題や課題を解決していく上において、大切な学習手段です。このことによって、学習者同士が互いに成長し、それぞれの自己実現が図られるのです。

「未来を拓く」について

我が国は、人口減少・超高齢社会、国際化、高度情報化、環境・資源問題など大きな変革期を迎えています。

しかし、どのような社会変化を迎えようが、子どもたちの未来のためには、知・徳・体（生きる力）の調和を図りつつ、基礎学力・基礎体力の向上と豊かな創造力を育てていくことが重要です。

飯能市は、地域ごとに様々な特色を持っています。地域の特色を生かした魅力ある学校教育を展開していくことが課題です。「地域の子どもは地域で育てる」という言葉のとおり、地域の人材や自然環境を生かし、学校と家庭、地域が連携し、絆を深めた飯能の教育力を結集させて、未来を担う子どもたちをみんなで育てていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが集い学び合うことは、未来に向けて自己実現と生活の向上を目指すことであり、生涯学習のまちづくりにつながるものです。そして、人づくりは、未来の飯能のまちづくりにつながるものです。

(2) 取組の観点

基本理念を踏まえ、施策を展開していくに当たっては、次の3つの観点を重視し、取り組んでいきます。

- ◇夢に向かう本気の学びを進めます。
- ◇市民の教育力を結集させ地域の特色を生かした教育を進めます。
- ◇いつでもどこでも学び実践する人づくりを進めます。

◇「夢に向かう本気の学びを進めます。」について

めまぐるしく社会が変化する時代、将来を予測しにくい時代ではありますが、子どもたちに夢や希望を持たせることが必要です。夢や希望を持つことで、学びの目標が明確になり、その目標を実現させたいという意欲が生まれ、子どもの学習を支えるエネルギーとなります。目標の実現に向けて最後まであきらめず、根気強く本気で取り組む子どもたちが育つことを願っています。

教師や仲間同士との、鍛え合い高め合う学びの中で、生きる力を育む教育を進めます。



◇「市民の教育力を結集させ地域の特色を生かした教育を進めます。」について

「地域の子どもは地域が育てる」という言葉どおり、学校と家庭と社会がそれぞれの責務を果たし、お互いに連携し絆を深めていく地域社会を築いていかなければなりません。

学校は、人格形成の基礎となる知識や技能、豊かな心や体力を育てるところです。家庭は、家族の絆を深めながら、社会の一員として身に付けておかなければならない心や態度を育てるところです。

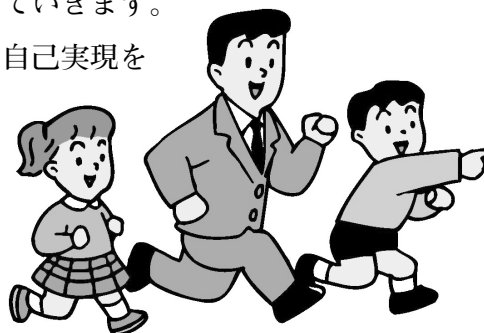
地域は、子どもたちの健全な成長に必要な規範意識や道徳心、創造性、対人関係能力などを身に付けさせることができるところです。

学校、家庭、地域が一体となって、真の生きる力と、郷土飯能を大切にする心や態度を育む教育を進めます。

◇「いつでもどこでも学び実践する人づくりを進めます。」について

市民一人ひとりが自らの目標を目指して、いつでも、どこでも学び実践する人づくりを通して、生涯学習のまちづくりを推進していきます。

そのためには、一人ひとりが生涯にわたって自己実現を果たしていくとともに、新たな時代に対応し健康で充実した市民生活が送れるよう、自らの意志と意欲に基づいて継続的に学習に取り組むことのできる学習環境づくりを進めます。





(3) 基本方針

基本理念及び取組の観点を踏まえ、施策の基本的な考え方を示す5つの基本方針を次のとおり定めます。

基本方針Ⅰ 生きる力を育成する学校教育に取り組みます。

基本方針Ⅱ 安心・安全な学習環境づくりに取り組みます。

基本方針Ⅲ 地域の特色を生かした体験を重視し、家庭・地域と連携した教育に取り組みます。

基本方針Ⅳ 「生涯学習のまち・飯能」を目指して取り組みます。

基本方針Ⅴ スポーツ・レクリエーションの振興に取り組みます

◇基本方針Ⅰについて

学ぶ意欲と基礎学力の向上を図り、時代に対応した教育と心の教育を充実し、健康・体力の増進と児童生徒が自ら適切な判断、行動ができる能力を育成します。

また、特色ある学校づくりや校種間交流^{*}を推進するとともに、教職員の資質の向上を図ります。

◇基本方針Ⅱについて

校舎等の耐震化や安全に配慮した施設の管理と改修を推進し、社会の変化に応じた学習環境の整備を進めます。

また、利用しやすい奨学金制度への見直しとともに、山間地域から通学する高校生等の高額な通学費への支援策など、修学に対する施策を進めます。

◇基本方針Ⅲについて

家庭の教育力の向上と地域での子どもの自立支援を推進し、本市の恵まれた自然環境を生かし、体験学習を通して人と自然との共生や郷土に対する親しみや誇りなどを育む教育を進めます。



◇基本方針Ⅳについて

学習相談体制や学習環境の整備を図り、生涯学習ネットワークの構築を進め、ライフステージ[※]に応じた学習機会や福祉教育などの学習機会を充実するとともに、地域学習や市民文化活動を推進し、歴史文化遺産の継承と活用を進めます。

◇基本方針Ⅴについて

公民館を拠点とした健康体力づくり活動を推進し、スポーツイベントの充実や生涯スポーツ推進体制の整備を進めるとともに、スポーツ施設の計画的な修繕と効果的な管理運営を進め、安全な運営とサービスの向上を図ります。



吹き矢教室



体育授業(中学校)

計画の全体像

共に学び 未来を拓く 人づくり

基本方針ごとの施策（12施策）
 施策ごとの具体的な取組（79項目）

基本方針

- I 生きる力を育成する学校教育に取り組みます。
- II 安心・安全な学習環境づくりに取り組みます。
- III 地域の特色を生かした体験を重視し、家庭・地域と連携した教育に取り組みます。
- IV 「生涯学習のまち・飯能」を目指して取り組みます。
- V スポーツ・レクリエーションの振興に取り組みます。

取組の観点

- ◇夢に向かう本気の学びを進めます。
- ◇市民の教育力を結集させ地域の特色を生かした教育を進めます。
- ◇いつでもどこでも学び実践する人づくりを進めます。

整合

飯能市総合振興計画



第2章

基本方針に基づく施策



第2章 基本方針に基づく施策

施策体系

基本方針 I

生きる力を育成する学校教育に取り組みます。

施策

具体的な取組

1 生きる力を育む 教育指導の充実

(1) 確かな学力を育む教育の充実

- ① 「わかる喜び・できた喜び・成長した喜びを
実感させられる授業づくり」の推進
- ② 学習状況を把握し改善に向けた取組の
推進
- ③ 学習習慣形成の推進
- ④ 学校間交流の推進

(2) 社会の変化に対応した教育内容の充実

- ① 伝統と文化を尊重する教育の推進
- ② 国際理解教育の推進
- ③ 環境教育の推進
- ④ 情報教育の推進
- ⑤ キャリア教育の推進
- ⑥ 読書活動の推進

(3) 心の教育の充実

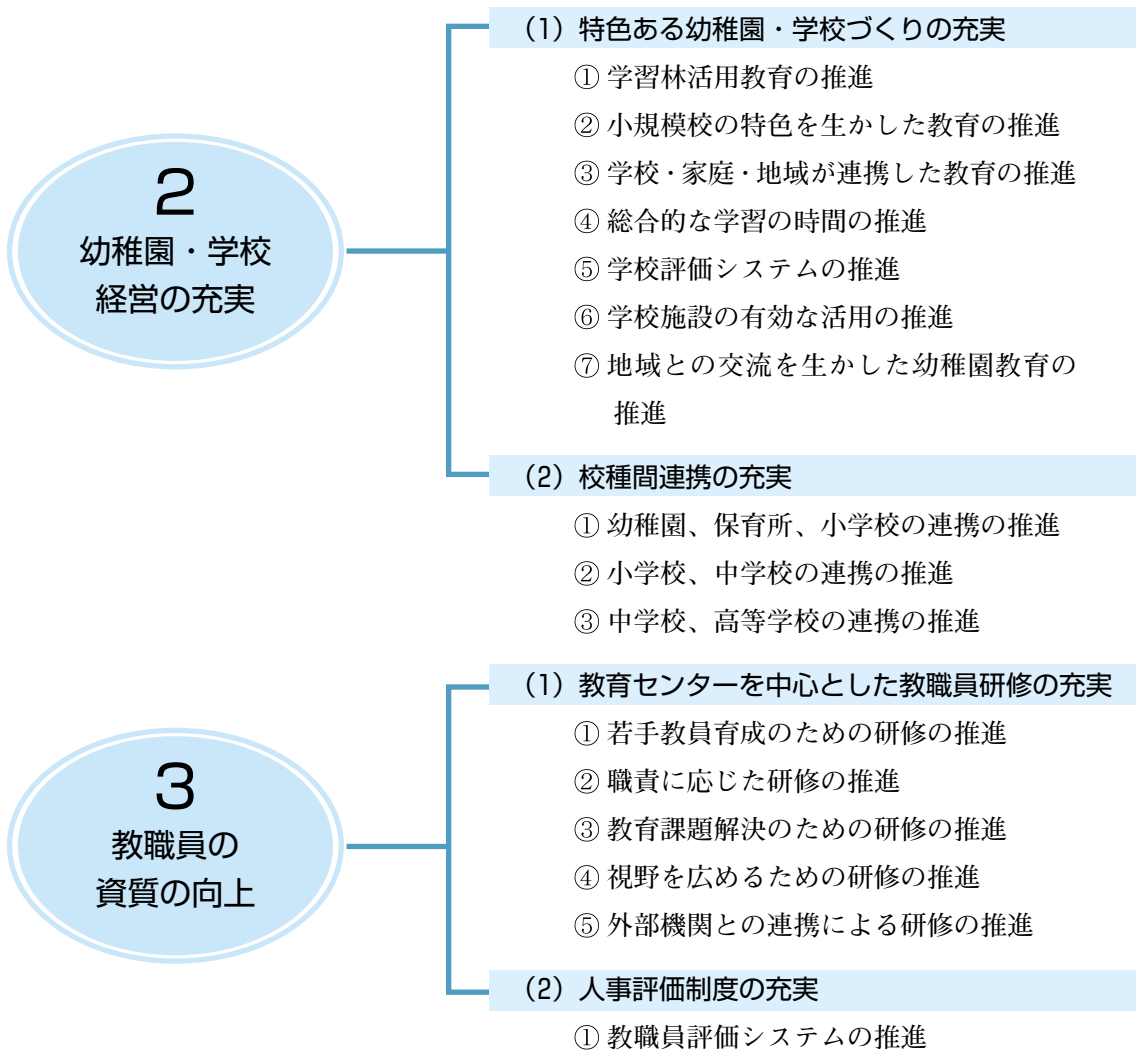
- ① 人権教育の推進
- ② 道徳教育の推進
- ③ 教育相談活動の推進
- ④ ボランティア・福祉教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の推進

(4) 健康・体力の増進と安全教育の充実

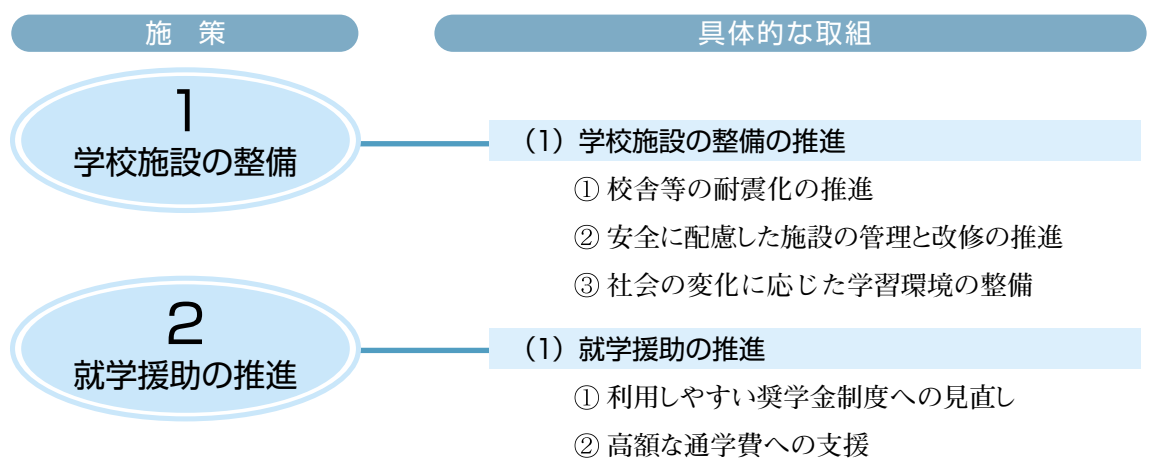
- ① 健やかな体を育む教育の推進
- ② 安全教育の推進
- ③ 食育の推進

(5) 生きる力の基礎を育成する幼稚園教育の充実

- ① 少人数の良さを生かした教育の推進
- ② 恵まれた自然環境を生かした教育の推進



基本方針Ⅱ **安心・安全な学習環境づくりに取り組みます。**





基本方針Ⅲ

地域の特色を生かした体験を重視し、家庭・地域と連携した教育に取り組みます。

施策

具体的な取組

1

家庭教育・
地域教育の推進

(1) 家庭教育・地域教育の推進

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域での子どもの自立支援
- ③ 自然と共生する学習機会の充実

基本方針Ⅳ

「生涯学習のまち・飯能」を目指して取り組みます。

施策

具体的な取組

1

生涯学習
推進体制の整備

(1) 学習相談体制の充実

- ① 学習相談機能の整備

(2) 学習環境の整備

- ① 学習施設の整備
- ② 学習情報の提供

(3) 生涯学習ネットワークの構築

- ① 生涯学習関係機関の連携強化
- ② 学習機会の広域化
- ③ 教育機関との連携

2

生涯学習機会の
充実

(1) ライフステージに応じた学習機会の充実

- ① 多様な学習機会の充実
- ② 公民館活動の充実
- ③ 図書館活動の充実
- ④ 世代別学習機会の充実

(2) 現代的課題に関する学習機会の充実

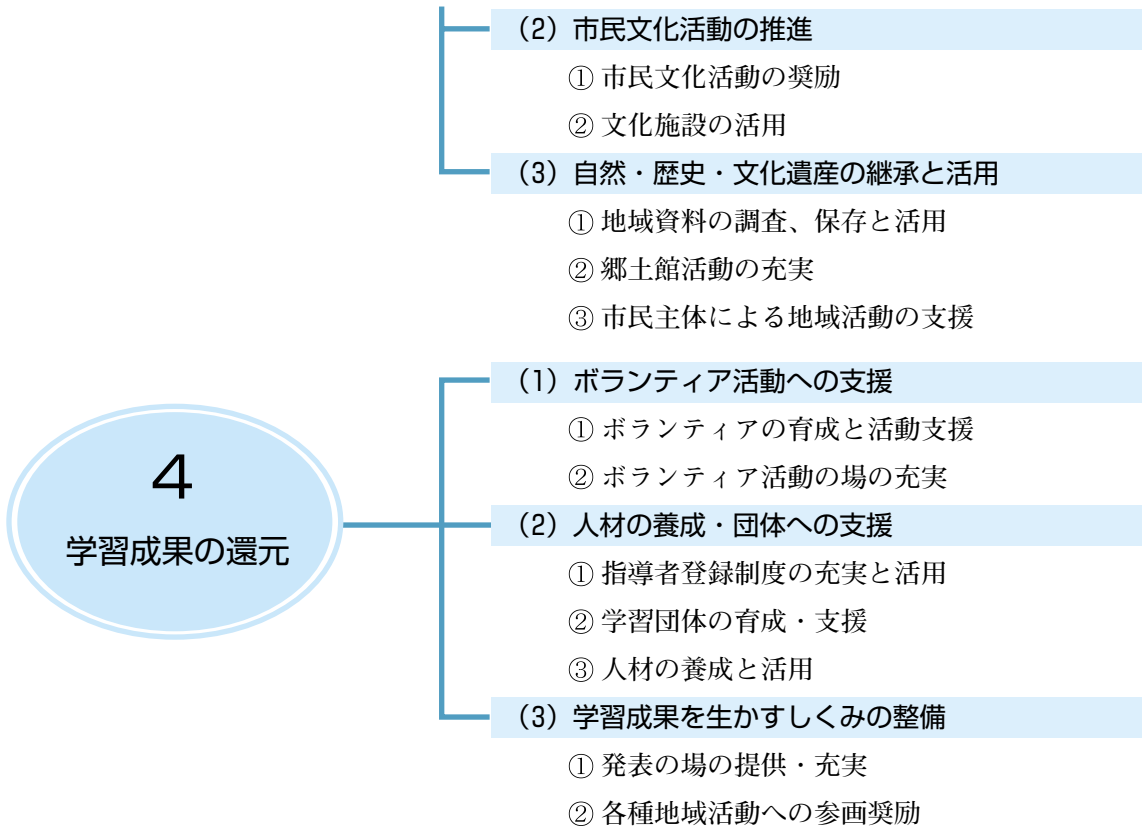
- ① 人権に関する学習機会の充実
- ② 環境問題に関する学習機会の充実
- ③ 安心して暮らすための学習機会の充実

3

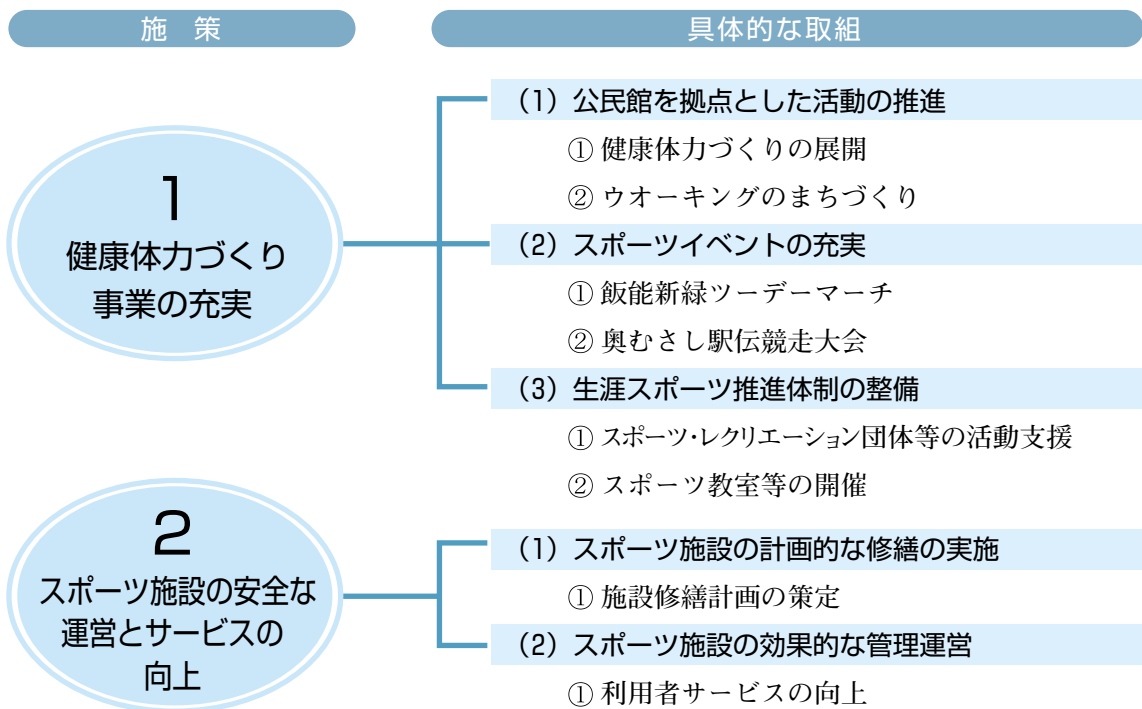
地域学習の充実

(1) 地域学習の推進

- ① 教育機関との連携
- ② 自然体験活動の推進



基本方針 V スポーツ・レクリエーションの振興に取り組みます。





基本方針Ⅰ

生きる力を育成する学校教育に取り組みます。

1 生きる力を育む教育指導の充実

◆現状と課題

社会が急激に変化し、考え方や生き方が多様化している中において、子どもたちが学ぶ意欲を持ち、たくましく生きるための資質や能力を身に付けるなど、次代を担う子どもたちを育成することが課題となっています。

さらに、平成20年度に告示された新学習指導要領でも「生きる力[※]」の育成が求められています。

◆具体的な取組

(1) 確かな学力を育む教育の充実

- ① 「わかる喜び・できた喜び・成長した喜びを実感させられる授業づくり」の推進
 - ・授業の目標を明確にし、児童生徒が生き生きと学び、基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける授業例を示し、指導内容・指導方法を工夫・改善します。
 - ・児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導のため、学習支援非常勤講師の配置を行います。
- ② 学習状況を把握し改善に向けた取組の推進
 - ・各種の学習状況調査の分析を進め、児童生徒一人ひとりや学校全体の課題を把握し、指導の改善を行います。
- ③ 学習習慣形成の推進
 - ・家庭学習の習慣の確立を目指した家庭との連携を進めます。
- ④ 学校間交流の推進
 - ・小規模校の学校間の交流を促進し、児童生徒が体験的活動を通して共に伸びるよう学校間交流を進めます。

参考 「生きる力」について

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。たくましく生きるための健康や体力などの総合的な力。

(2) 社会の変化に対応した教育内容の充実

① 伝統と文化を尊重する教育の推進

- ・郷土飯能の先人に学ぶ副読本を作成し、郷土の人材を生かした授業づくりを進めます。

② 国際理解教育の推進

- ・外国語によるコミュニケーション能力の育成のために、AET*の学校派遣を行います。

③ 環境教育の推進

- ・環境問題に気付き、環境を守ろうとする心と態度を育成するために、学習林をはじめとして地域の自然環境を生かした体験的学習を進めます。

④ 情報教育の推進

- ・小中学校へのコンピュータの適切な配置を行います。
- ・児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル*の育成を進めます。

⑤ キャリア教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育*を小学校段階から進めます。
- ・中学生の社会体験チャレンジ事業などの職業体験学習を実施し、生き方指導、進路指導を進めます。

⑥ 読書活動の推進

- ・朝読書や読み聞かせ等の活動を通して、読書好きな児童生徒の育成を進めます。

(3) 心の教育の充実

① 人権教育の推進

- ・人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を進めます。

② 道徳教育の推進

- ・「おはよう、こんにちは、さようなら、ありがとう」という、あいさつ、感謝のできる子の育成を進めます。
- ・各学校の道徳教育推進教師*を中心とした、学校教育活動全体での道徳教育を進めます。

③ 教育相談活動の推進

- ・教育センターの機能を充実させ、児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育相談事業を行います。



④ ボランティア・福祉教育の推進

- ・児童生徒の主体的に取り組む意欲や態度を育成するために、関係機関、関係団体との連携を図った体験的な活動を進めます。

⑤ 特別支援教育の推進

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育環境整備を行います。

(4) 健康・体力の増進と安全教育の充実

① 健やかな体を育む教育の推進

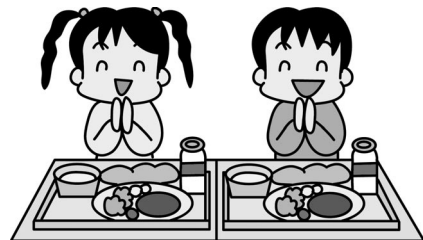
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」を推進し、子どもの生活リズムの向上に取り組めます。
- ・体力向上のための研究実践を実施し、その成果を広め、健やかな体を育む教育を進めます。

② 安全教育の推進

- ・児童生徒が危機に対して自ら適切な判断、行動ができる能力の育成を目指す教育を進めます。

③ 食育の推進

- ・学校給食における地場産物の活用を推進し、食と健康、食の安全などに関する指導を進めます。



(5) 生きる力の基礎を育成する幼稚園教育の充実

① 少人数の良さを生かした教育の推進

- ・一人ひとりの発達に応じた教育を進めます。

② 恵まれた自然環境を生かした教育の推進

- ・四季を通して自然に親しみ、体験活動を通じた教育を進めます。

2 幼稚園・学校経営の充実



◆現状と課題

幼稚園・各学校では、飯能市の恵まれた環境、人材、歴史を生かした特色ある経営に取り組んでいます。この経営をさらに充実させるためには、幼稚園・学校の組織体制を整備する必要があります。

◆具体的な取組

(1) 特色ある幼稚園・学校づくりの充実

① 学習林活用教育の推進

・各学校の地域の実態に応じた学習林を設定し、その活用を図る教育を行います。

② 小規模校の特色を生かした教育の推進

・小規模特認校制度^{*}を活用し、恵まれた環境と少人数での良さを生かした教育を進めます。

③ 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

・各学校の学校応援団^{*}を整備し、学校応援団を活用した連携を進めます。



④ 総合的な学習の時間の推進

- ・地域の自然環境、歴史的環境、物的環境、人的環境などの特色を生かした体験的な学習を進めます。

⑤ 学校評価システム^{*}の推進

- ・自己評価と学校関係者評価^{*}を通して、特色ある学校づくりのための学校経営を進めます。

⑥ 学校施設の有効な活用の推進

- ・転用可能教室を有効活用し、学校の活性化を進めます。

⑦ 地域との交流を生かした幼稚園教育の推進

- ・地域の人材との交流や施設の活用を通じた教育を進めます。



吹奏楽（中学生）

(2) 校種間連携の充実

① 幼稚園、保育所、小学校の連携の推進

- ・幼稚園、保育所、小学校の連絡体制を確立し、円滑な就学・連携を進めます。

② 小学校、中学校の連携の推進

- ・小学校、中学校の連絡体制を確立し、中学校区における共通課題の解決を連携して進めます。

③ 中学校、高等学校の連携の推進

- ・中学校において高等学校の体験学習を実施し、連携を進めます。

3 教職員の資質の向上

◆現状と課題

経験豊かな教職員が大量に退職し、経験の浅い教職員が増加する時期となります。しかし、一方では様々な教育課題への対応が求められてきています。こうした中で、学校教育を充実させていくためには、その基盤として教職員の資質の向上がますます重要となっています。

◆具体的な取組

(1) 教育センターを中心とした教職員研修の充実

① 若手教員育成のための研修の推進

- ・初任者から経験10年までの教職員研修を行います。
- ・臨時的任用教職員の研修を行います。

② 職責に応じた研修の推進

- ・管理職、各教科・領域の主任を対象とした研修を行います。

③ 教育課題解決のための研修の推進

- ・不登校児童生徒の理解、発達障害の理解等の課題を設定した研修を行います。

④ 視野を広めるための研修の推進

- ・森林・林業体験や社会貢献活動体験、また教育講演会の実施等の研修を行います。
- ・飯能の自然・民俗・歴史を知るための研修を行います。

⑤ 外部機関との連携による研修の推進

- ・市内の大学と連携し、専門的な指導力向上を図る研修を行います。

(2) 人事評価制度の充実

① 教職員評価システムの推進

- ・人事評価に係る研修を実施し、**教職員評価システム**^{*}の信頼性を高め、教職員の力量を高めるとともに、学校全体の活性化を進めます。



基本方針Ⅱ

安心・安全な学習環境づくりに取り組みます。

1 学校施設の整備

◆現状と課題

学校施設の整備に当たっては、まず安心・安全の施設であることが優先されます。学校内での事故防止など、児童・生徒の安全確保のための対策に努める必要があります。特に、建物の耐震化は喫緊の課題となっています。昭和50年代半ばまでに建設した校舎・屋内運動場については、耐震診断を行い、その結果を受けて、計画的に耐震補強工事を行う必要があります。

◆具体的な取組

(1) 学校施設の整備の推進

① 校舎等の耐震化の推進

- ・ 早期に耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震補強工事を計画的に進め、校舎等の耐震性を確保していきます。



② 安全に配慮した施設の管理と改修の推進

- ・施設の老朽化については、施設の状況に応じた計画的な改修を行い学習環境の整備に努めます。
- ・校舎内外の危険箇所の把握に努め、事故等を発生させない適切な改修を進めます。
- ・施設改修に当たっては、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮した改修を進めます。

③ 社会の変化に応じた学習環境の整備

- ・新たな施設・設備の整備に当たっては、地球環境への影響に配慮した設備・製品の使用に努めます。
- ・テレビ視聴の地上デジタル化への対応を進めます。
- ・余裕教室の有効活用を進めます。

2 就学援助の推進

◆現状と課題

就学援助は、教育の機会均等を推進するため、就学援助の認定基準に基づく、児童生徒に対する支援です。近年、経済状況の悪化に伴い、就学援助の対象者は増加傾向にあります。

奨学金制度については、奨学金の貸付方法や返還方法について改善が望まれており、長期の未返還者への対応方法も含め、課題となっています。

また、山間地域から高等学校等への通学費の軽減策が課題となっています。

◆具体的な取組

(1) 就学援助の推進

① 利用しやすい奨学金制度への見直し

- ・修学困難者に対する経済的支援の継続実施を進めるとともに、より利用しやすい奨学金の貸与制度の運用を目指した見直しを進めます。
- ・奨学金貸与者の管理についてはシステム化を進め、奨学金の返還方法の利便性を高めます。

② 高額な通学費への支援

- ・公共交通機関の利用を促進するとともに、通学費に係る保護者負担の軽減を図るため、高校生等の高額な通学費の支援制度を検討します。



基本方針Ⅲ

地域の特色を生かした体験を重視し、
家庭・地域と連携した教育に取り組めます。

1 家庭教育・地域教育の推進

◆現状と課題

家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。教育に対する市民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域が連携し、市民全体で教育に取り組む必要があります。

家庭や地域における教育は、子どもの成長にとって大きな役割を担っています。子どもたちと地域社会との結び付きを深め、公共の精神や規範意識を育み、地域の教育力を高めていく必要があります。

◆具体的な取組

(1) 家庭教育・地域教育の推進

① 家庭の教育力の向上

- ・「おはよう、こんにちは、さようなら、ありがとう」という、あいさつ、感謝のできる子を育てます。
- ・子どもの自立に向けて「早寝、早起き、朝ごはん」の実践に取り組めます。
- ・安心して出産・子育てができるよう、**両親学級**^{*}や子育て教室を開催します。
- ・親が親として育つことを支援するため、親の学習講座を開催します。
- ・家庭教育を支援するために、家庭教育学級を開催します。



② 地域での子どもの自立支援

- ・学校応援団の組織を整備し、学校の教育活動を活性化するとともに、家庭・地域の教育力を向上させます。
- ・地域に伝わる伝統芸能やボランティア活動など、体験学習機会の充実に努め、地域社会との連携を深めます。

③ 自然と共生する学習機会の充実

- ・身近な里山、河川などの自然を生かした体験学習を充実します。
- ・森林保全、農林業に対する理解を深めるため、農林業の体験学習を行います。

基本方針Ⅳ

「生涯学習のまち・飯能」を目指して
取り組みます。

1 生涯学習推進体制の整備

◆現状と課題

生涯学習とは、「一人ひとりが、生涯にわたって自己の充実や生活向上のため、そして、活力あるまちづくりのために、自分に合った手段・方法で、自分の意思と意欲に基づいて継続的に行う学習行動」です。

本市では、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学ぶ生涯学習の取組を進めており、「生涯学習のまち・飯能」を目指しています。

◆具体的な取組

(1) 学習相談体制の充実

① 学習相談機能の整備

- ・公民館などの学習施設に、学習活動を支援するための相談体制を整備します。
- ・学習者へ適切な助言を与えられるよう、関係職員等への研修を行います。

(2) 学習環境の整備

① 学習施設の整備

- ・各公民館の利用しやすい施設を目指した計画的な修繕を行い、地域住民へのサービス向上と、地域に根ざした学習活動が展開できるよう公民館の拠点機能の整備を進めます。
- ・時代の変化や多様な学習ニーズに応えられるよう、新図書館を建設し、利用者サービスの充実を図ります。
- ・地域資料の情報センターとしての役割を果たす郷土館の拠点機能を強化します。
- ・学校等の地域施設の有効活用を図ります。

② 学習情報の提供

- ・市の広報や公民館だより、ホームページ等を活用し、最新の学習情報を提供します。
- ・学習施設等に学習情報の提供や交換ができるスペースを設置します。



(3) 生涯学習ネットワークの構築

① 生涯学習関係機関の連携強化

- ・生涯学習関連の各課所館が連携して事業情報を相互に提供しあい、学習者の相互交流を進めます。

② 学習機会の広域化

- ・学習者の多様なニーズに対応するため、県・近隣市町村や民間との施設・事業面での相互交流を図ります。

③ 教育機関との連携

- ・多様な学習ニーズに応えるとともに、専門教育機関としての教育力を地域に開放するために市内の大学等と連携し、公開講座等の充実を促進します。



駿河台大学公開講座

2 生涯学習機会の充実

◆現状と課題

生涯学習の推進に当たっては、すべての市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学び続けられるよう学習機会の充実を進めています。

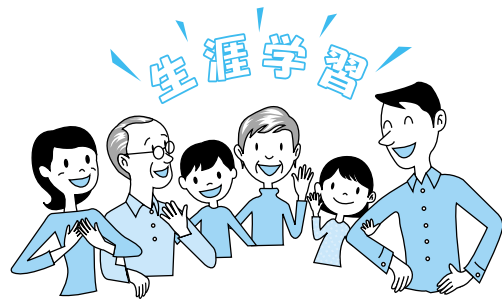
今後も、各世代に応じた学習や社会の変化に応じた学習など、これまで以上に様々な学習の充実が求められることが考えられることから、一層の生涯学習機会の充実が課題です。

◆具体的な取組

(1) ライフステージに応じた学習機会の充実

① 多様な学習機会の充実

- ・生涯学習出前講座を充実します。
- ・各年代層の市民や地域のニーズ及び社会の変化に応じるとともに、開催時間帯への配慮など、多様なライフスタイルに合わせた事業を実施します。



② 公民館活動の充実

- ・市民と行政による協働のまちづくりの実現に向け、公民館を生涯学習拠点として充実します。
- ・健康づくり、防災、防犯、地域福祉等を推進し、地域コミュニティの拠点施設としていきます。
- ・地域のニーズや社会の変化に応じた学級講座を開設します。
- ・グループ活動など、自主的な学習活動を支援します。

③ 図書館活動の充実

- ・図書資料、視聴覚資料の収集・整備を進め、利用者の課題解決が図られるような時代に応じた図書コーナーを設置します。
- ・利用者の求めに応じた調査相談業務を充実し、研修機会の確保に努め、職員の育成を進めます。
- ・開館日及び開館時間の見直しや、図書館から遠い地域の住民に公民館等を利用した図書資料の受渡し返却サービスなどを実施し、利用者へのサービス向上を図ります。
- ・国会・県・他市町村・近隣大学図書館との連携を強化するとともに、公民館、郷土館、小中学校図書館と連携し、多様な学習機会を提供します。
- ・「飯能市子ども読書活動推進計画^{*}」に基づき、読書活動を推進します。



④ 世代別学習機会の充実

- ・各世代に応じた学習機会を充実します。
- ・世代間交流を推進します。
- ・「飯能市子ども読書活動推進計画^{*}」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動が行えるよう環境の整備をしていきます。

参考 「飯能市子ども読書活動推進計画」について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)では、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたっています。飯能市では「飯能市子ども読書活動推進計画」という名称にしました。

(2) 現代的課題に関する学習機会の充実

① 人権に関する学習機会の充実

- ・公民館を中心に様々な人権問題について理解を深めるための講座を開催します。また、そのための指導者の育成を行います。
- ・男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画セミナー等の講座を開催します。
- ・国際理解を深めるため、在住外国人との交流事業等を開催します。

② 環境問題に関する学習機会の充実

- ・環境問題に関する意識啓発を進めるための事業を開催します。

③ 安心して暮らすための学習機会の充実

- ・生きがいづくりや健康づくりの学習機会を充実します。
- ・防災・防犯意識を高めるための学習機会を充実します。
- ・家庭・学校・地域・行政が相互に連携し、交通安全学習を推進します。
- ・日常生活に関わりの深い問題を取り上げた消費生活学習を推進します。
- ・「はんのう ふくしの森プラン^{*}」に関する学習機会を充実し、障がいのある人とない人との相互理解を深め、心のバリアフリーを進めます。
- ・「あいさつの力^{*}」など福祉教育の学習機会を充実します。

参考 「あいさつの力」について

あいさつには、お互いが知りあい、コミュニケーションを図る力があるとして、「はんのう ふくしの森プラン」では、「あいさつからはじまる、助けあいのコミュニティづくり」を掲げ、自然に、身近なところであいさつが交わせる地域づくりを目指しています。

3 地域学習の充実

◆現状と課題

本市は、平成17年に森林文化都市宣言を行い、環境省のエコツーリズムモデル都市として地域の自然、歴史、文化等を活用したまちづくりを進めています。

今後も、本市の恵まれた自然環境を生かした学習や、先人たちが築いた歴史的遺産及び文化等を学び、地域に誇りを持ち「はんのう文化」の創造を進めていくことが課題です。

◆具体的な取組

(1) 地域学習の推進

① 教育機関との連携

- ・教育機関の持っている専門的な教育資源の開放等を通して、地域を学ぶ講座の学習内容が充実するよう連携を図ります。

② 自然体験活動の推進

- ・身近な里山・河川などの自然を生かした体験学習を充実します。(再掲)
- ・森林保全、農林業に対する理解を深めるため、農林業の体験学習を行います。(再掲)
- ・自然と生活文化を生かしたエコツアー^{*}の活動を支援します。
- ・森のようちえんやあけぼの子どもの森公園を利用した活動を充実します。

(2) 市民文化活動の推進

① 市民文化活動の奨励

- ・市民文化活動の推進役となるべき文化団体等を支援し、併せて、人材の発掘や文化活動グループの育成に努めます。
- ・多くの市民が文化活動に取り組める環境を整備します。
- ・市民が文化活動の成果を発表できる場や機会を充実します。

② 文化施設の活用

- ・豊かな地域文化を育むために、市民文化活動や市民の創作活動の拠点施設として、多様な芸術、文化の鑑賞、新たな企画を展開します。



(3) 自然・歴史・文化遺産の継承と活用

① 地域資料の調査、保存と活用

- ・市内の植物の生育状況を明らかにし、貴重な種、群落を保存するために植物調査を実施します。
- ・多分野にわたる歴史、民俗資料等の調査を進め、地域の特性を明らかにするとともに、その保存、伝承のための必要な措置を講じます。
- ・文化財の活用機会の拡大と内容の充実を図り、日常生活の中で歴史を身近に感じることができる環境を整備します。

② 郷土館活動の充実

- ・地域資料に関する調査研究、収集保存、普及活動及び市民参加型の活動をさらに充実します。
- ・まちづくりに生かすことのできる資料など市民からの要望にそった情報の収集、提供に努め、地域資料の情報センターとしての役割も果たす拠点機能を強化します。このためにスタッフの専門性を高め、施設・設備、事業内容の充実を図ります。
- ・市民学芸員をはじめとした市民との協働による郷土館活動をさらに充実するとともに、地元商店街や大学などとの連携を深めていきます。



▲学芸員による資料整理
◀郷土館の展示風景

③ 市民主体による地域活動の支援

- ・地域に伝わる伝統芸能などを通して、市民自らが地域の歴史や文化を伝承できるよう活動を支援します。

4 学習成果の還元

◆現状と課題

本市では、芸術、文化、スポーツなどの講師・指導者の情報を収集し、人材を市民の学習に生かすため、生涯学習人材バンク「まなびあんないと学び案内人」を設け、この充実と活用を進めています。

今後は、ボランティア活動の意義を啓発し、学習者の学習成果を生かす自己実現の場づくりを進めるなど、地域の人材を生かすとともに、学習成果を豊かな地域づくりに反映させていくことが課題です。

◆具体的な取組

(1) ボランティア活動への支援

① ボランティアの育成と活動支援

- ・ボランティア活動への参加を促すため、ボランティアの育成推進、活動への積極的な支援、ボランティア団体の育成・支援に努めます。

② ボランティア活動の場の充実

- ・知識・技能・時間などを進んで提供し、地域社会に貢献しようというボランティア活動の場の充実に努めます。

(2) 人材の養成・団体への支援

① 指導者登録制度の充実と活用

- ・生涯学習人材バンク「まなびあんないと学び案内人」等、指導者登録制度を充実します。
- ・広く指導者登録制度をPRし、積極的な活用を促進します。

② 学習団体の育成・支援

- ・自主的な学習団体の育成を支援し、市民の多様な学習活動の活性化を図ります。
- ・学習団体の活動について各施設だより等で紹介し、活動の活性化を支援します。

③ 人材の養成と活用

- ・団体・サークル等の活動を活性化するため、リーダーや指導者の養成に努め、リーダー育成を図る研修会を開催します。
- ・各種有資格者の活用を進めます。



(3) 学習成果を生かすしくみの整備

① 発表の場の提供・充実

- ・生涯学習の普及・啓発及び、市民の主体的な学習活動の発表や交流の場を充実します。

② 各種地域活動への参画奨励

- ・学習成果の地域還元を図るため、各種地域活動への参画を奨励します。



土曜わくわく公民館「料理名人への道」



中央公民館まつり



UNAUNAフェスタ2010

基本方針Ⅴ

スポーツ・レクリエーションの振興に取り組めます。

1 健康体力づくり事業の充実

◆現状と課題

近年、慢性疾患を持つ人が増加し、また、働き盛りの人たちの生活形態が大きく変わり、運動不足や食生活などの変化が生活習慣病を生み出しています。さらに、社会構造の複雑化などもあって、過剰なストレスを感じる人が増えています。このため、本市では、「人も地域もかがやく、みんなでつくる健康のまち」を目指し、保健・福祉部門や、生涯学習及びまちづくりなどが連携し、健康体力づくりを推進しています。

健康な暮らしの実現は、一人ひとりが主体的に取り組むべき課題ですが、個人で取り組むだけでは容易ではありません。このため、地域社会の中で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが課題となっています。

◆具体的な取組

(1) 公民館を拠点とした活動の推進

① 健康体力づくりの展開

- ・一人ひとりが健康づくりの大切さに気付き、健康な生活習慣を身に付ける必要性を啓発します。
- ・子どもから高齢者まで、より多くの人々が積極的に参加できる、幅広い年齢層に対応した魅力ある健康体力づくり事業を展開します。

② ウォーキングのまちづくり

- ・各地区に身近なウォーキングコースを作り、気軽に継続して健康づくりに取り組める環境を整備します。



(2) スポーツイベントの充実

① 飯能新緑ツーデーマーチ

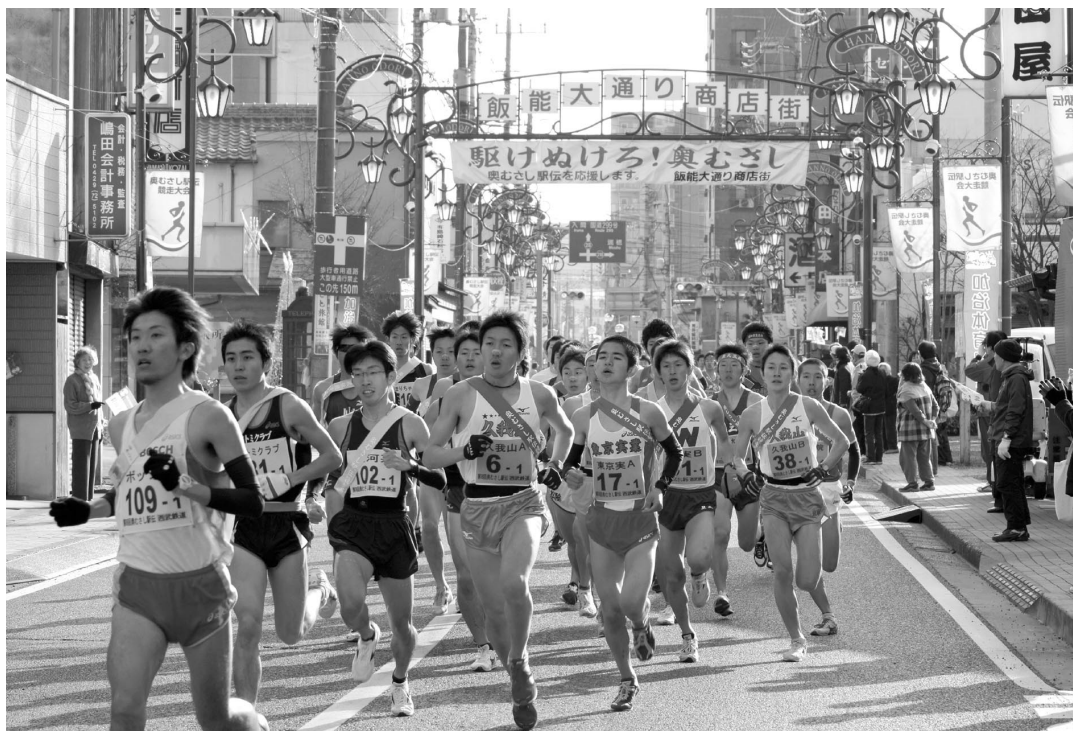
- ・各公民館を中心としたウォーキングの取組により、ウォーカーの底辺を広げ、市民が一堂に会してまちを歩くイベントにつなげていきます。



- ・市民との協働により、もてなしの心を持ってウォーカーを迎え、まちの魅力を高めていきます。

② 奥むさし駅伝競走大会

- ・市民のスポーツ意識の向上を図るとともに、市民との協働を進めます。



奥むさし駅伝競走大会

(3) 生涯スポーツ推進体制の整備

① スポーツ・レクリエーション団体等の活動支援

- ・体育協会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体やボランティアなどへの研修を充実するとともに、団体や個人の活動を支援します。
- ・ホッケーが市民スポーツとしてさらに盛んになるように、普及事業やPR活動を実施し、「ホッケーのまちづくり」を推進します。
- ・全国大会出場など有望選手への支援を進めます。

② スポーツ教室等の開催

- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、スポーツ教室や講習会を充実します。
- ・各種団体との連携を強め、組織の育成を図るとともに指導者の養成と資質の向上を目的に研修会や講習会を開催します。

2 スポーツ施設の安全な運営とサービスの向上

◆現状と課題

本市では、阿須運動公園、美杉台公園、岩沢運動公園、名栗スポーツ広場などの施設のほか、小中学校の校庭や体育館の開放を行っています。

しかし、スポーツ施設が老朽化していることから、安全な運営を確保するため、計画的な修繕を行う必要があるほか、市民の利便性の向上のため、スポーツ施設の利用時間の延長などを進めていく必要があります。

◆具体的な取組

(1) スポーツ施設の計画的な修繕の実施

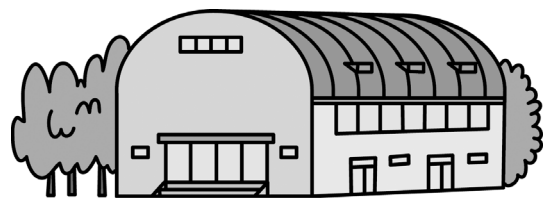
① 施設修繕計画の策定

- ・スポーツ施設の修繕計画を作成し、計画的に修繕を行います。

(2) スポーツ施設の効果的な管理運営

① 利用者サービスの向上

- ・スポーツ施設の利用者の要望に対応するため、利用時間の延長など、施設の利便性の向上を進めます。





おはなしと人形劇のつどい



小学生の郷土館見学



歴史講座



少年の主張大会



ロビーコンサート



第3章

計画の推進



第3章 計画の推進

1 点検・評価の実施

本計画の施策を進めるに当たっては、計画の進捗状況を把握するとともに、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)のマネジメントサイクル^{*}を踏まえ、施策の成果を明らかにしていく必要があります。

そこで本計画においては、施策ごとに可能な限り具体的な目標を設定し、施策の成果を検証していきます。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会は毎年、事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

本計画の進捗状況と成果を検証することによって、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

2 数値目標

本計画の進捗状況を把握するとともに、施策の成果を明らかにしていくため、施策の達成目標として数値化が可能なものについて、具体的な指標を掲げました。

教育総務課

項目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
校舎の耐震化率(%)	72.9	100(※24年度)
屋内運動場の耐震化率(%)	63.6	100

学校教育課

項目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
基礎的・基本的な学習内容の達成率(教育に関する3つの達成目標 [*])(%)	92%(小6) 86%(中3)	95%(小6) 95%(中3)
新体力テストで全国平均を上回る項目の割合(%)	61.5%(小学校) 46.3%(中学校)	75%(小学校) 75%(中学校)

生涯学習課

項目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
公開講座延べ参加者数(人)	6,671	8,000
出前講座開催件数(件)	85(累計)	170(累計)

体育課

項 目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
スポーツ施設利用者数(人)	289,869	300,000
学校体育施設開放事業における利用者数(人)	152,711	160,000
ツーデーマーチ参加者数(人)	12,885(※21年度)	18,000

公民館

項 目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
公民館利用者数(人)	325,007	339,000
公民館学習グループ数(団体)	586	680
健康づくり推進事業数(事業)	59	74

図書館

項 目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
蔵書数(冊)	248,753	300,000
年間貸出数(冊)	315,622	442,000
年間利用人数(人)	70,567	98,800
年間児童(0~18歳)利用人数(人)	24,651	30,000

郷土館

項 目	現況値(平成20年度)	目標値(平成27年度)
ホームページアクセス 月平均件数(件)	444.3	460
レファレンス*件数(件)	177	200
資料利用件数(件)	122	130
資料整理件数(件)	225	230
出張授業受講延べ人数(人)	1,053	1,100
入館者数(人)	27,151	28,000



資料編



用語説明

本編中「※」を付した用語について、説明しています。

ページ	用語	説明
2	シンボルプロジェクト	市の将来都市像「共に創る 人と緑かがやくまち」の実現に向けて、市民と行政が協働し、戦略的・重点的にまちづくりを進め本市の個性と魅力を高めるための施策のこと。第4次飯能市総合振興計画に、次の3つが「シンボルプロジェクト」として掲げられている。 1. 子ども未来プロジェクト(子育て飯能まちづくり事業等)、2. 森林文化のまちプロジェクト(市民の森づくり事業、森林都市づくり事業等)、3. 賑わいはんのうプロジェクト(エコツーリズム事業、若者定住支援事業等)
5	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。
5, 27	情報モラル	情報社会で、正しい情報の処理のしかたや扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。
5	持続可能な社会	環境・経済・社会の3要素のバランスがとれた社会のこと。
8, 27	キャリア教育	子どもたちが社会の変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のこと。
9	小規模校	1学年1クラス以下の学校。
11	森林文化	飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきた。そこで本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力あるまちづくりを推進している。また、平成17年に森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが

ページ	用語	説明
		調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言している。
12, 29	学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
18	校種間交流	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校それぞれの間での交流。
19	ライフステージ	人の一生を、幼年期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階のこと。
26	生きる力	基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとして、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。たくましく生きるための健康や体力などの総合的な力。
27	A E T	Assistant English Teacher の略で、英語授業における補助教員のこと。
27	道徳教育推進教師	各学校において、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師。
29	小規模特認校制度	児童、保護者の希望により、教育委員会が特別に認めた小規模校(特認校)へ通学区域外から通学することができる制度。平成22年度現在、吾野小学校と名栗小学校が、小規模特認校となっている。
30	学校評価システム	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図る仕組み。
30	学校関係者評価	地域住民、保護者(PTA役員等)、学校評議員な



ページ	用語	説明
		どの学校関係者が、学校の教育活動等の自己評価結果について行う評価。
31	教職員評価システム	人事評価とその評価結果の活用までを含めた、教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の健全な成長を目指す総合的な制度。
33	ユニバーサルデザイン	国籍や年齢の違い、障害の有無などにかかわらず、誰でも平等、公平に施設や商品等を利用できるような規格や意匠のこと。
34	両親学級	妊婦(母親)とそのパートナー(父親)を対象に、妊娠・出産・育児についての講義・体験を行い、知識の普及と仲間づくりを促すことを目的としている。
37, 38	飯能市子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)では、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたっている。飯能市では「飯能市子ども読書活動推進計画」という名称にしている。
38	はんのうふくしの森プラン	「はんのう ふくしの森プラン 飯能市地域福祉計画 第二次飯能市地域福祉活動計画」は、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、多くの市民の皆様の参加のもと、市民・市・社会福祉協議会の連携による「地域福祉の取り組み方」を示したもの。 地域福祉計画は市が策定する行政計画、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が中心となって策定する民間活動計画となっている。
38	あいさつの力	あいさつには、お互いが知りあい、コミュニケー

ページ	用語	説明
		<p>ションを図る力があるとして、「はんのう ふくしの森プラン」では、「あいさつからはじまる、助けあいのコミュニティづくり」を掲げ、自然に、身近なところであいさつが交わせる地域づくりを目指している。</p>
39	エコツアー	<p>地域の環境や生活文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的とする旅行。</p>
48	マネジメントサイクル	<p>計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)の流れで、施策や事業を実施し、その結果について目標達成度の測定や課題の検証を行い、改善を図る循環(サイクル)のこと。これを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進する。</p>
48	教育に関する3つの達成目標	<p>「学力」、「規律ある態度」、「体力」の3つの分野について学習指導要領等に基づき、その学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容を取りまとめ、「教育に関する3つの達成目標」とした埼玉県独自の取組。</p>
49	レファレンス	<p>利用者の求めに応じ、その調査・相談等に対し資料等を使って援助することをレファレンスサービスといい、また、参考調査ともいう。図書館用語として広く使われており、本市図書館では「調査相談業務」と日本語で表現している。</p>



飯能市教育振興基本計画策定経過

期 日	内 容
平成20.5	飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を設置
6	第1回飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を開催
8	第2回飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を開催
10	第3回飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を開催
12	第4回飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を開催
平成21.1	第5回飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会を開催
3	「飯能市教育振興基本計画策定庁内検討委員会報告書」をまとめる。
5	生涯学習に関するアンケート調査実施
7	「飯能市教育振興基本計画策定庁内検討委員会報告書」について、教育委員会関係審議会委員等有識者から意見聴取
8	定例教育委員会に「飯能市教育振興基本計画策定方針」を提案
	飯能市教育振興基本計画策定委員会を設置
	行政経営会議に「飯能市教育振興基本計画の策定及び飯能市生涯学習構想・基本計画の見直しについて」を諮る。
	第1回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	市議会議員全員協議会において「飯能市教育振興基本計画の策定及び飯能市生涯学習構想・基本計画の見直しについて」を説明
	第2回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
9	第3回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
10	第4回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	第5回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
11	第6回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	第7回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
12	飯能市教育振興基本計画策定にかかる有識者委員会を開催
	第8回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	定例教育委員会に「飯能市教育振興基本計画(案)」を説明
平成22.1	「飯能市教育振興基本計画(案)」に対するパブリックコメントを実施
2	第9回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	第10回飯能市教育振興基本計画策定委員会を開催
	定例教育委員会に「飯能市教育振興基本計画(案)」を提案
3	行政経営会議において「飯能市教育振興基本計画」承認

飯能市教育基本計画策定庁内検討委員会

部 局 名	職 名	備 考
市 長 部 局	政策企画課長	
	財政課長	
教育委員会	教育次長	委員長
	参事兼学校教育課長	副委員長
	教育センター所長	
	教育総務課長	
	生涯学習課長	
	体育課長	
	中央公民館長	
	図書館長	
	郷土館長	
	学校教育課副参事	

飯能市教育振興基本計画策定委員会

部 局 名	職 名	備 考
市 長 部 局	政策企画課長	
教育委員会	教育次長	委員長
	参事兼学校教育課長	
	教育センター所長	
	教育総務課長	副委員長
	生涯学習課長	
	体育課長	
	中央公民館長	
	図書館長	
	郷土館長	
	学校教育課副参事	
図書館建設担当副参事		



飯能市教育振興基本計画策定有識者委員会

委員名	選出区分	備考
猪野 忠夫	小学校長	加治小学校長
融 幸雄	中学校長	南高麗中学校長
増田 伸一	社会教育委員	代表
吉村 明代	図書館協議会委員	委員長
山川 安代	公民館運営審議会委員	委員長
坂口 和子	文化財保護審議委員会委員	委員長
秋澤 稔	スポーツ振興審議会委員	会長
村野みどり	郷土館協議会委員	会長
利根川 享	体育協会	会長
浅見美紗子	文化協会	監事
中島 米三	P T A 連合会	会長

飯能市教育振興基本計画

平成22年3月策定

発行 埼玉県飯能市・飯能市教育委員会

編集 飯能市教育委員会教育総務課

〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1

TEL. 042-973-2111

<http://www.city.hanno.saitama.jp>



飯能市教育振興基本計画 平成22～27年度

飯能市・飯能市教育委員会